○気象庁告示第一号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月十三日

気象庁長官　橋田　俊彦

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第18501号	電気式温度計ＴＳ－801Ｚ	東京都目黒区自由が丘一丁目22番3号	株式会社日本エレクトリック・インスルメント	平成30年1月31日
第18502号	乾湿式湿度計（携帯用通風型）ＪＳ－410	東京都目黒区自由が丘一丁目22番3号	株式会社日本エレクトリック・インスルメント	平成30年1月31日

○関東地方整備局告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月十三日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　志木都市計画道路事業三・四・三中央通停車場線

三　事業施行期間　自平成三十年二月十三日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　埼玉県志木市本町五丁目及び六丁目地内

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十三日

北陸地方整備局長　小俣　篤

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
新潟県刈羽郡刈羽村大字下高町字谷地五四〇番一から同村大字下高町字谷地五三五番三まで	前	四七・一六～五五・四〇メートル　〇・〇一九キロメートル
	後	四七・一六～六〇・八一メートル　〇・〇一九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十三日

北陸地方整備局長　小俣　篤

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十六号	新潟県刈羽郡刈羽村大字下高町字谷地五四〇番一から同村大字下高町字谷地五三五番三まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成三十年二月十三日

○北陸地方整備局告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十三日

北陸地方整備局長　小俣　篤

一　道路の種類及び路線名

占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　百十六号　刈羽郡刈羽村大字下高町字谷地五四〇番一から同村大字下高町字谷地五三五番三まで　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年二月十四日

○中部地方整備局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月十三日

中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年中部地方整備局告示第三号名古屋都市計画下水道事業日光川下流流域下水道

三　事業施行期間　自平成十五年一月六日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月十三日

中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十二年建設省告示第千九十六号尾張都市計画下水道事業五条川左岸流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十二年七月二十一日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月十三日

中部地方整備局長　塚原　浩一